

關係資料

オンライン学習導入モデル事業要綱

(令和2年7月10日ICT教育推進局長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、オンライン学習に積極的に取り組もうとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を実践校に指定し、オンラインを活用した家庭学習等の支援を行うための機器の活用方法や、効果的な指導方法を調査研究し、その成果を全道に普及するため、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施期間)

第2条 令和2年7月から令和3年1月の7か月間とする。

(事業内容)

第3条 本事業を実施する学校は、ICT環境が未整備の家庭へ端末等の貸与を行い、全ての児童生徒を対象とする、オンラインを活用した家庭学習等の支援を行うため、次の各号に掲げる内容に取り組み、その成果を全道に普及する。

(1) オンライン学習における機器の活用方法

(2) オンラインを活用した家庭学習等における効果的な指導方法

2 本事業を実施する学校は、取組や成果等の評価・検証を行い、積極的に情報を公開することや、家庭や地域に情報提供するなどして、成果及び課題等を共有し、様々な観点から検証に努めることとする。

3 本事業の成果は、各教育局からの情報提供により、本庁が全道へ積極的に普及する。

(対象)

第4条 オンラインを活用した家庭学習等の支援を積極的に導入し、それに伴うICT環境の整備を希望する学校を対象とする。

2 前条に定める取組を適切に行う学校を「研究実践指定校」として指定する。

(申請及び決定)

第5条 別に定める要項による。

(経費)

第6条 本事業に関するICT環境の整備に係る経費は予算の範囲内で措置する。

(事業報告)

第7条 別に定める要項による。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

(令和 2 年 7 月 10 日 ICT 教育推進局長決定)

第 1 事業の趣旨

オンライン学習に積極的に取り組もうとする小学校、中学校を実践校に指定し、オンラインを活用した家庭学習等の支援を行うための機器の活用方法や、効果的な指導方法を調査研究し、その成果を全道に普及する。

第 2 事業の実施期間

令和 2 年 7 月から令和 3 年 1 月の 7 か月間とする。

第 3 事業の内容**1 指定校の取組**

(1) ICT 環境が未整備の家庭に対し、端末等の貸与を行い、全ての児童生徒を対象とする、オンラインを活用した家庭学習支援を行うため、次の各号に掲げる内容に取り組む。

ア オンライン学習における機器の活用方法

イ オンラインを活用した家庭学習等における効果的な指導方法

(2) 事業の円滑な実施、取組内容の向上のため、校内研修会を実施する。

(3) 取組や成果等の評価・検証を行い、積極的に情報を公開することや、家庭や地域に情報提供するなどして、成果及び課題等を共有し、様々な観点から検証に努めることとする。

2 北海道教育委員会の取組

(1) 諸課題の解決や導入後の実践、検証など、定期的に指導主事による指導助言を行う。

(2) 本事業の円滑な実施のため、本庁、教育局、実践校で構成する運営会議等を年 3 回程度行う。

(3) 本事業の成果を検証するため、教員、保護者、児童生徒を対象としたアンケートを年 3 回程度行う。

(4) 本事業の成果は、各教育局からの情報提供により、本庁が全道へ積極的に普及する。

第 4 事業の対象及び指定**1 対象要件**

オンラインを活用した家庭学習支援を積極的に導入し、それに伴う ICT 環境の整備を希望する学校を対象とする。

2 学校の指定

第 3 に定める取組を適切に行う学校を「研究実践指定校」として指定する。

第 5 申請及び決定

1 本事業の実施を希望する学校は、研究実践指定申請書（別記第 1 号様式）及び研究実践指定計画書（別記第 2 号様式）を、管轄する市町村教育委員会に提出する。

2 市町村教育委員会は、提出された申請書及び計画書を受理したときは、内容を精査し、教育局へ提出する。

3 教育局長は、提出された申請書及び計画書を受理したときは、内容を精査し、義務教育課長に提出する。

4 義務教育課長は、提出された申請書及び計画書等の内容が適切であると認めた場合に、研究実践指定校を決定し、学校を管轄する市町村教育委員会に通知する。

第 6 経費

本事業に関する ICT 環境の整備に係る経費は予算の範囲内で措置する。

第 7 事業の報告

1 本事業を実施する学校は、毎月 5 日（週休日等の場合は直近の翌開庁日）までに事業実践状況報告書（別記第 3 号様式）を管轄する市町村教育委員会に提出する。

また、事業終了後は、研究実践指定報告書（別記第 4 号様式）及び第 3 の 1 に関係する資料等を、管轄する市町村教育委員会に提出する。

2 市町村教育委員会は、提出された報告書を受理したときは、内容を精査し、教育局長に提出する。

3 教育局長は、提出された報告書を受理したときは、内容を精査し、義務教育課長に提出する。

第 8 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、義務教育課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

（令和 2 年 7 月 10 日 ICT 教育推進局長決定）

第 1 事業の趣旨

オンライン学習に積極的に取り組もうとする道立学校を実践校に指定し、オンラインを活用した家庭等での学習支援を行うための機器の活用方法や、効果的な指導方法を調査研究し、その成果を全道に普及する。

第 2 事業の実施期間

令和 2 年 7 月から令和 3 年 1 月の 7 か月間とする。

第 3 事業の内容**1 指定校の取組**

(1) ICT 環境が未整備の家庭等に対し、端末等の貸与を行い、全ての児童生徒を対象とする、オンラインを活用した家庭等での学習支援を行うため、次の各号に掲げる内容に取り組む。

ア オンライン学習における機器の活用方法

イ オンラインを活用した学習等における効果的な指導方法

(2) 事業の円滑な実施、取組内容の向上のため、校内研修会を実施する。

(3) 取組や成果等の評価・検証を行い、積極的に情報を公開することや、家庭や地域に情報提供するなどして、成果及び課題等を共有し、様々な観点から検証に努めることとする。

2 北海道教育委員会の取組

(1) 諸課題の解決や導入後の実践、検証など、定期的に指導主事による指導助言を行う。

(2) 本事業の円滑な実施のため、本庁、教育局、実践校で構成する運営会議等を年 3 回程度行う。

(3) 本事業の成果を検証するため、教員、保護者、児童生徒を対象としたアンケートを年 3 回程度行う。

(4) 本事業の成果は、各教育局からの情報提供により、本庁が全道へ積極的に普及する。

第 4 事業の対象及び指定**1 対象要件**

オンラインを活用した家庭等での学習支援を積極的に導入し、それに伴う ICT 環境の整備を希望する学校を対象とする。

2 学校の指定

第 3 に定める取組を適切に行う学校を「研究実践指定校」として指定する。

第 5 申請及び決定

1 本事業の実施を希望する学校は、研究実践指定申請書（別記第 1 号様式）及び研究実践指定計画書（別記第 2 号様式）を、教育局長に提出する。

2 教育局長は、提出された申請書及び計画書を受理したときは、内容を精査し、高等学校分を高校教育課長、特別支援学校分を特別支援教育課長にそれぞれ提出する。

3 高校教育課長及び特別支援教育課長は、提出された申請書及び計画書等の内容が適切であると認めた場合に、研究実践指定校を決定し、教育局を通じて学校に通知する。

第 6 経費

本事業に関する ICT 環境の整備に係る経費は予算の範囲内で措置する。

第 7 事業の報告

1 本事業を実施する学校は、毎月 5 日（週休日等の場合は直近の翌開庁日）までに事業実践状況報告書（別記第 3 号様式）を教育局長に提出する。

また、事業終了後は、研究実践指定報告書（別記第 4 号様式）及び第 3 の 1 に関する資料等を、教育局長に提出する。

2 教育局長は、提出された報告書を受理したときは、内容を精査し、高等学校分を高校教育課長、特別支援学校分を特別支援教育課長にそれぞれ提出する。

第 8 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、高校教育課長及び特別支援教育課長が別に定めるものとする。

附 則この要綱は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

オンライン学習導入モデル事業に係る学習用端末等貸与規程

(令和2年7月10日ICT教育推進局長決定)

(目的)

第1条 この規程は、オンライン学習導入モデル事業により指定を受けた小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒に対して学習用端末及びモバイルルーター（以下「学習用端末等」という。）の貸与に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「学習用端末」とは、タブレットとして使用できる端末で、オンライン学習導入モデル事業の実践に必要な教材・教具として使用するためのものをいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習用端末等及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、本事業で指定した学校に在籍する児童生徒及びその親権者又は未成年後見人とする。

(事務)

第5条 北海道教育庁学校教育局義務教育課長（以下「義務教育課長」という。）は、児童生徒の在籍する学校を通じて、貸与物品を貸与する。

2 義務教育課長は、学校の長（以下「学校長」という。）に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。

(管理)

第6条 義務教育課長及び学校長は、貸与状況を常に明らかにするために貸与台帳を備えなければならない。

2 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは貸与台帳に記載するとともに、義務教育課長に通知し、義務教育課長が管理する貸与台帳への記載を依頼するものとする。

(貸与期間)

第7条 貸与物品の貸与期間は、各学校長が定めるものとする。

(貸与料)

第8条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

(貸与の申請)

第9条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、オンライン学習導入モデル事業に係る学習用端末等借受申請書及び承諾書（様式第1号）を義務教

育課長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第10条 義務教育課長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 義務教育課長は、前項により貸与を決定したときは、オンライン学習導入モデル事業に係る学習用端末等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(受領書)

第11条 貸与物品の貸与を受けた児童生徒及びその親権者又は未成年後見人（以下「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、義務教育課長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

(貸与物品の変更)

第12条 義務教育課長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、オンライン学習導入モデル事業に係る学習用端末等貸与物品変更通知書（様式第4号）により、利用者へ通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

(貸与物品の取扱)

第13条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
- (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) 学習用端末等貸与の目的及び貸与決定書に記載される遵守事項に反すること。

3 学校長は、前項に係る行為があった場合、状況を把握し、義務教育課長に報告するものとする。

4 利用者は、義務教育課長又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電等に係る経費)

第14条 学習用端末等の充電等に係る経費は、貸与物品の貸与を受けた児童生徒の親権者又は未成年後見人（以下「親権者又は未成年後見人」）の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第15条 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校長を通じて義務教育課長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の場合において、その内容を確認するものとする。
- 3 第1項の場合において、当該事由が機器の初期不良及び経年劣化以外の損傷又は紛失・盗難による、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、親権者又は未成年後見人の負担とする。（第三者行為に起因するものを含む。）

（損害賠償）

第16条 親権者又は未成年後見人は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により道又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（決定の取消し）

第17条 義務教育課長は、第7条の貸与期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 貸与物品の貸与を受けた児童生徒が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 貸与物品の貸与を受けた児童生徒が、学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

- 2 義務教育課長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、オンライン学習導入モデル事業に係る学習用端末等貸与決定取消通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。

（貸与物品の返却）

第18条 利用者は、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、第17条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、親権者又は未成年後見人は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

（連帯保証）

第19条 親権者又は未成年後見人は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（補則）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は義務教育課長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月10日から施行する。



**北海道
教育委員会**
